

## ■ 平成26年5月15日（木） 子育て支援・少子化対策特別委員会県内調査

### 中央こども家庭相談センター（奈良市紀寺町833）

#### 【調査目的】

児童相談及び女性相談の機能強化並びに取り組みについて

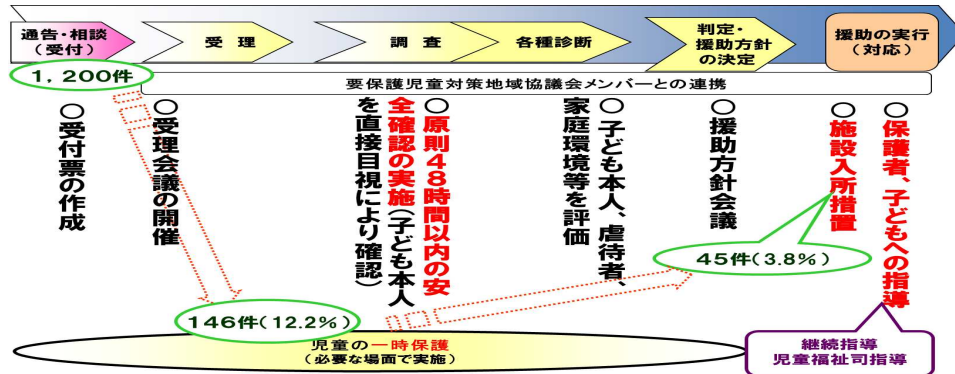
#### 【調査概要】

##### （1）【児童相談部門】

- 1 設置の目的（児童福祉法第12条に基づき設置）
  - ・子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護する。
  - ・子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、児童福祉司や児童心理司、保健師や医師等の専門職が、子どもの状況等を的確に捉え、支援計画を立て、助言や指導、児童福祉施設入所や里親委託等により、子ども及びその家庭等を支援、援助する。
- 2 児童相談所の基本的機能
  - ①市町村援助機能 一義的な児童家庭相談を担う市町村の後方支援を行う。
  - ②相談機能 専門的な知識及び技術を必要とする相談を受ける。
  - ③一時保護機能 必要に応じて子どもを家庭から離して一時的に保護する。
  - ④措置機能 子ども又はその保護者を児童福祉司等に指導させる。子どもを児童福祉施設や里親に入所若しくは委託する。
- 3 主な相談内容
  - ①養護 親の病気、家出、死亡、離婚、出産等で面倒がみられない。
  - ②虐待 子どもの泣き声が激しい等の通告への対応。
  - ③心身障害 18歳未満の知的障害がある児童について、療育手帳の判定を行っている。
  - ④非行 14歳未満の触法少年や家出等への指導。
  - ⑤育成 不登校、家庭内暴力等の性格や行動に心配がある。
  - ⑥里親 里親になりたい、里親に関心がある
- 4 相談の流れ
  - ・相談受付→受理→総合的に診断→援助方針作成→援助の実行  
（診断分野）①社会診断（児童福祉司） ②心理診断（児童心理司）  
③行動診断（児童指導員、保育士） ④医学診断（精神科や小児科の嘱託医）
- 5 相談件数の推移
  - ①総件数は減少傾向（H21 5,166件→H24 4,569件）
  - ②相談種類別の推移
    - ・虐待を含む養護相談は増加傾向、育成相談は減少。
    - ・障害相談の占める割合が一番多い。（療育手帳に関する相談含む）
- 6 社会的養護について
  - ①家庭養護 ・里親（子ども1～4名を預かる）  
・ファミリーホーム（家庭で子ども5～6名を預かる）
  - ②施設養護 ・乳児院、児童養護施設  
※児童養護施設内でのグループホームについては家庭的養護とし、家庭養護と使い分けている。  
（家庭養護は養護する人が同じ、家庭的養護は職員が交替勤務で対応するので一定でない。）
  - ・H26.3月末現在の委託子ども数  
里親（37名）、ファミリーホーム（3名）、乳児院（24名）、児童養護施設（268名）、その他施設を含め、計470名  
※虐待等を受けた子どもは、良好な人間関係の構築が難しい。
- 7 児童虐待について
  - ①児童虐待相談件数は年々増加（H12 220件→H24 1,200件）
  - ②児童虐待の種類
    - ア) 身体的虐待 イ) 性的虐待 ウ) ネグレクト エ) 心理的虐待

### ③児童相談所における虐待対応の流れ

- ・ 通告、相談を受け付けた内、約 1 割強を一時保護。(最長 2 カ月間)
- ・ 一時保護期間中、親に対し虐待の認識と子どもに対する対応を変えてもらう働きかけを行う。
- ・ 自宅へ戻って継続指導になる場合や、施設入所や里親委託になる場合がある。



### ④児童虐待が子どもに与える影響

- ・ 死亡(最悪の場合)、身体・知的障害、学業不振、自尊心がない、犯罪、人格障害、精神疾患、成長障害、自身が虐待する親へ

## 8 一時保護した子どもの数

- ・ 物理的に受け入れられない場合は外部に委託(児童養護施設へ)

年度	一時保護所で保護した人数				委託した人数		委託含む保護人数	
	実人員 (内虐待)	延人員	一人平均保 護日数	一日平均保 護人数	実人員 (内虐待)	延人員	延人員	一日平均 保護人数
平成20年度	116 (54)	3,136	27.0	8.6	32 (13)	645	3,781	10.4
平成21年度	116 (35)	2,767	23.9	7.6	36 (13)	1,064	3,831	10.5
平成22年度	120 (62)	3,338	27.8	9.1	78 (41)	1,543	4,881	13.4
平成23年度	139 (54)	3,007	21.6	8.2	94 (50)	1,978	4,985	13.6
平成24年度	120 (69)	3,654	30.5	10.0	135 (77)	4,135	7,789	21.3

## (2)【女性相談部門】

### ◎配偶者暴力相談支援センター・婦人相談所の概要

- 設置の目的(「売春防止法」に基づく要保護女子の転落防止と保護更生を目的に設置)
  - ・ H14年に、中央児童相談所と婦人相談所を統合し、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく暴力被害者の保護を目的として、「配偶者暴力相談支援センター」の機能を付加した。
  - ・ 婦人保護事業は、上記法律以外に「人身取引対策行動計画に基づく人身取引被害者の保護」「ストーカー行為等の規制等に関する法律」に基づく被害女性が対象。
  - ・ 女性の抱えるさまざまな相談に対し、女性相談員、心理士、保育士等が、本人の意思を尊重しながら、置かれた環境や状況等を基に課題を整理し、助言や情報提供、同行支援や関係機関の連携を図り、女性やその同伴児の安心・安全な生活と自立への支援を援助。

### 2 女性支援業務の概要

#### ①相談

- ・ 電話相談 月～金 9時～20時
- ・ 来所(面接)相談 月～金 9時～16時
- ・ メール相談(デートDVメール相談)

#### ②一時保護(24時間体制で対応)

#### ③自立支援、情報提供

#### ④証明書の発行(DV被害者支援)

#### ⑤広報・啓発(関係機関等の会議、研修会)

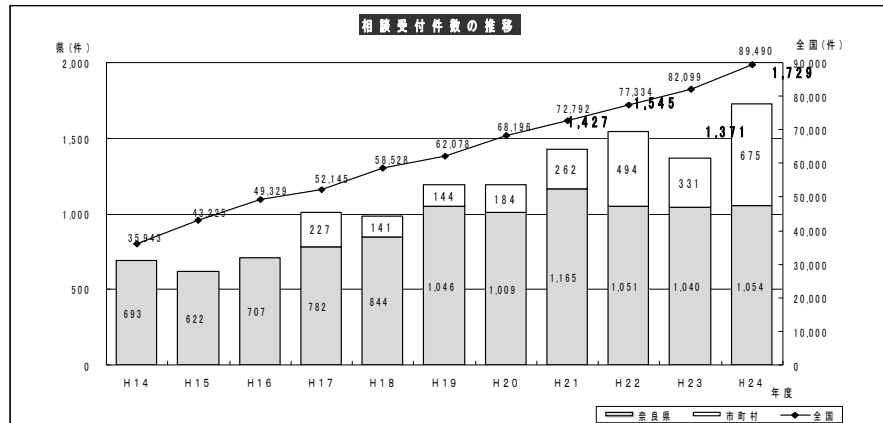


### 3 主な相談内容

- ①家庭相談（55%） 夫婦に関するもの、夫や親族等からの暴力相談。
- ②生活・経済相談（35%） 心の不安などの精神保健に関する相談、住宅や金銭問題。
- ③身上相談（7%） 職場や友人などの対人関係、孤独感への対応。
- ④職業・就職相談（1%）

### 4 DV相談受付件数の推移

- ・全国、奈良県ともに右肩上がり増加。最近では、市町村での相談件数も増加。



### 5 DVによる一時保護件数の推移

- ・DV保護者数は、毎年100名前後で推移
- ・同伴児童数については、70～90名前後で推移、約6割が就学前の乳幼児
- ・平均保護日数は、平均的に2～3週間（H23 20.7日、H24 16.7日）

### 6 DV被害者への支援連携

- ・配偶者暴力相談支援センターとして、中央児童相談所、高田児童相談所、女性センターにおいて相談受付、必要に応じて一時保護を実施。
- ・保護命令申立の支援、自立への連携・調整として、住居・就職等の支援を各関係機関と連携。
- ・市町村では、女性相談、人権相談、子どもに関する相談、児童福祉の相談。
- ・警察では、暴力についての相談。

※DVと児童虐待は関連が深く、世代間連鎖が見られる。子どもの頃から、暴力のない家庭や社会をつくる教育を行うとともに、みんなで見守る社会が必要。

### 【質疑応答】

Q：相談業務における職員体制はどうか。

A：児童福祉司は地域担当制であるが、児童虐待相談対応については地域担当制はとっていない。

相談内容は、軽微なものから重篤なものまで幅広い相談があり、児童虐待に関しては二人一組のチーム対応。全国的には、人口4万5千人に対して1人の割合で児童福祉司が配置。奈良県も同様である。当センターの職員数は、児童福祉司、児童心理司、児童指導員、保育士、相談員（こども・女性・電話）、保健師、調理員等を含め、総勢約80名である。

Q：相談業務で配慮すべきは、人権・プライバシーを守ることである。特に注意されている点は何か。

A：旧棟の時は建物の構造上、相談に来る方と一時保護の子どもたちが出会う場面があったが、新棟になり、一時保護の子どもたちの居住スペースは完全に分離できている。相談室も増え、待合室で相談者同士が顔を合わせることもなくなった。プライバシーの保護については、相談業務の基本であり、最大限の注意を払っている。

Q：非行についての相談内容にシンナーとある。以前は多いように聞くが今でもかなりの件数があるのか。最近では薬物やいじめによる件数の方が多いのではないのか。

A：分類としては上がっているが、シンナーの件数は減っている。非行相談では、ネットトラ

ブルに関連した相談が見られる。

Q：スクールカウンセラー等の配置により学校現場での児童相談も増えている。学校からの相談等もあると思うが、その場合の連携はどのようにされているのか。また、どの世代の相談が多いのか

A：子どもの生活は、教育、福祉、保健医療など領域ごとに分かれるわけではなく、一体としてとらえる必要がある。例えば非行や虐待相談の場合は、学校・地域の福祉事務所・児童相談所と各関係機関が一同に協議している。必要に応じて関係機関と、保護者、当事者も交えて話し合いを持つ場合もある。

Q：少子化の時代だが、各種の相談件数はふえ、女性相談もふえている現状で、職員の対応は十分にできるのか。約80名の職員数で足りるのか。

A：子ども一人をケアするにはきめ細やかな配慮や大変な労力を要するために、十分であるとは言い難い。そして、マンパワー、専門職としての力量も要求される。ただ、人が増えることが問題解決につながるとは考えていない。児童相談所の役割、学校の役割、地域の役割があり、その連携の中で対応していくことが重要である。

Q：義務教育の場合は、学校現場と様々なタイアップができるが、高校の場合は、退学後の非行問題等、刑事事件に関わる問題も発生する。警察との連携はどうか。

A：例えば、配偶者への暴力は、子どもに悪影響があるため警察から、児童相談所に文書通告される。相談所は事情を聞き取ったり、市町村の職員に家庭訪問を依頼する場合もある。家庭への立ち入り調査の際に保護者からの加害行為を想定し、警察と合同の訓練を実施している。また、各市町村が、警察・学校・児童相談所・保健センターの関係者で定期的、継続的に会議を開催している。警察からは生活安全課担当者の出席をお願いし、重篤で危険性の高い案件等の情報交換を行っている。併せて、巡回パトロール等をお願いしている。

Q：全国的にストーカー行為がふえ、殺人事件に至るケースもある。ストーカーに関しては、警察への相談が多いと思うが、センターにもあるのか。また、その場合の連携はどうか。

A：警察への相談が圧倒的に多い。ストーカー行為とDVは関連している部分もあり、警察から連絡が入る、又は警察がDVの被害者を連れてこられるケースもある。警察等関係機関と密接な連携を取った、総合的なカウンセリングや支援が必要である。

Q：職業相談の割合が1%とあるが、ハローワークに直接行かれるので低いのか。

A：求職・職業相談はハローワークという認識があるため、直接ハローワークに行かれる方が多いように思われる。DV被害を受け、母子生活支援施設等で生活されている場合の職業相談は別の分類になる。

Q：休日・夜間の相談体制はどうか。

A：児童虐待相談については、24時間・365日体制で電話を受け、対応している。

## 【施設見学】

